

分譲マンションの管理状況届出制度について

1 概要

平成31年3月に東京都で制定された「東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例」に基づき、区が、管理状況の届出を受け付け、必要な助言や専門家の派遣等の支援を行うことで、分譲マンションの管理不全を予防し、適正な管理を促進することとする。今後、区が、届出の内容を確認し、既存の支援制度の周知とともに、マンション管理士と連携し、必要な助言等を行っていく。

2 対象となる分譲マンション

603棟（昭和58（1983）年12月31日以前に新築された分譲マンションのうち、
居住の用に供する独立部分が6以上であるもの）

3 届出事項

- ・ 分譲マンションの概要（所在地、マンション名、連絡先等）
- ・ 管理状況に関する事項（管理組合の有無、管理者等の有無、管理規約の有無、総会の開催状況、管理費の有無、修繕積立金の有無、修繕の計画的な実施状況）
- ・ その他、管理組合の適正な維持管理状況、マンションの社会的機能の向上に資する取り組み状況（防災、バリアフリー化、環境、地域とのコミュニティ形成の取り組み状況）

4 届出の方法等

届出方法：管理状況届出システム（インターネット経由）または区へ郵送・持参
届出期限：令和2年9月30日まで（5年毎に届出が必要）

5 相談窓口

- ・ 住宅課窓口
- ・ 公益社団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター（電話：03-6427-4900）
（相談日：月曜日から金曜日、9:00～17:00）
- ・ 東京都マンションポータルサイト（<http://www.mansion-tokyo.jp/>）